

UR賃貸住宅団地内への清涼飲料水自動販売機設置事業者の募集について

標記については、独立行政法人都市再生機構が管理する賃貸住宅（以下「UR賃貸住宅」といいます。）の敷地内において、居住者の利便に供するため、清涼飲料水の自動販売機を設置し、管理・運営いただくための場所を賃貸します。詳細及び所定様式等は、募集要領をご確認ください。

1 対象団地等

	団地名	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数	その他
1	原	福岡市早良区	団地敷地内	1.5㎡(1.7m×0.9m)程度	1台	落札者負担による電源引込み工事が必要な箇所あり。必ず、現地を確認下さい。
2	四箇田	福岡市早良区	団地敷地内	1.5㎡(1.7m×0.9m)程度	2台	
3	金山	福岡市城南区	団地敷地内	1.5㎡(1.7m×0.9m)程度	2台	
4	荒江	福岡市城南区	団地敷地内	1.5㎡(1.7m×0.9m)程度	1台	
5	箱崎五丁目	福岡市東区	団地敷地内	1.5㎡(1.7m×0.9m)程度	1台	
6	吉塚六丁目	福岡市博多区	団地敷地内	1.5㎡(1.7m×0.9m)程度	1台	
7	下大利	大野城市下大利団地	団地敷地内	1.5㎡(1.7m×0.9m)程度	1台	
8	到津南	北九州市八幡東区	団地敷地内	1.5㎡(1.7m×0.9m)程度	1台	
9	紅梅	北九州市八幡西区	団地敷地内	1.5㎡(1.7m×0.9m)程度	1台	
10	金田一丁目第2	北九州市小倉北区	団地敷地内	1.5㎡(1.7m×0.9m)程度	1台	
11	もりつね	北九州市小倉南区	団地敷地内	1.5㎡(1.7m×0.9m)程度	1台	
12	アーベイン大手町	北九州市小倉北区	団地敷地内	1.5㎡(1.7m×0.9m)程度	1台	
13	アーベインネス白銀	北九州市小倉北区	団地敷地内	1.5㎡(1.7m×0.9m)程度	1台	
14	サンハイツ枝光	北九州市八幡東区	団地敷地内	1.5㎡(1.7m×0.9m)程度	1台	
	計				16台	

注1) 入札及び契約は、14団地一括となります。

注2) 設置場所等の詳細は、仕様書をご参照ください。

2 事業者の募集方法・落札者決定方法等

周知方法 UR都市機構九州支社事務所内での掲示及びUR都市機構九州支社ホームページへの掲載。

募集要領配布 平成28年12月5日(月)～平成28年12月16日(金)

申込受付 平成28年12月26日(月)及び平成28年12月27日(火)

申込資格 2ページ記載のとおり。

申込書類 2ページ記載のとおり。

申込方法 2ページ記載の担当チーム宛、直接ご持参ください。(郵送等、直接持参しない方法での申込書類の提出は無効とします。)

落札者決定方法: 賃貸料率による競争入札（賃貸料は、原則、自動販売機の売上に料率を乗じて得た金額となります。）

機構があらかじめ定めた予定賃貸料率以上で最も高い賃貸料率で入札した者を落札者として。

その他 入札及び契約は、今回募集する14団地一括となります。

質問がある場合は、質問書(所定様式)により、2ページ記載の期間に担当チームにご提出ください。

3 主な賃貸条件・契約内容等

用途 : 清涼飲料水の自動販売機設置場所

契約期間 : 平成29年2月1日(水)～平成34年1月31日まで(5年間)。

(借地借家法(平成3年法律第90号)第25条に基づく一時使用目的の賃貸借契約であり、契約期間の更新はありません。)

賃貸料(月額): 平成29年2月1日から賃貸料支払義務が発生します。月額賃貸料は、設置する自動販売機毎に算出し、各自動販売機の売上月額に落札賃貸料率を乗じて得た金額(1円未満は四捨五入)とします。ただし、前述した方法により算出した金額が金4,000円に満たない場合は、当該自動販売機に係る賃貸料は、金4,000円とします。よって、自動販売機設置前の期間においても、平成29年2月1日以降、月額賃貸料として、少なくとも金4,000円の支払義務が発生することになります。

保証金 : 設置する自動販売機毎に、金30,000円とします。

原状回復 : 契約終了時には貸付時の原状に回復して明け渡していただきます。なお、落札者(賃借人)において設置した電源引込み設備について、事前に機構の承諾を得ていただいた場合は、この限りではありません。

途中解約 : 契約締結後、契約期間の満了前にやむを得ず解約する必要が生じた場合は、機構がやむを得ないと認めた場合に限り解約を認めます。ただし、契約書に記載する解約金を機構にお支払いいただきます。

設置費等 : 自動販売機の設置(自動販売機に電源を引き込むための電気工事費用の一切を含みます)、維持管理及び撤去に係る費用は、落札者(賃借人)のご負担となります。

今回募集する一部、自動販売機設置用地には、電源設備がありません。落札者(賃借人)の責任と負担により、電源引込み工事を実施していただきます。(詳細は、募集要領及び仕様書をご覧ください。)

その他 : 設置する自動販売機の条件(主なもの) ※詳細は仕様書をご覧ください。

- ・ノンフロン対応機器であること
- ・ピークカット機能を備えていること
- ・災害救援バンダー機能を備えていること

販売条件

- ・販売品目は清涼飲料水とし、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。酒類の販売は行わないこと。
- ・商品の販売価格は、標準販売価格(定価)を上回らないようにすること。

管理運営

- ・自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、落札者(賃借人)の責任において誠意をもって対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- ・自動販売機に併設して回収ボックスを設置し、落札者(賃借人)の責任で適時適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。

その他、募集要領及び仕様書等を十分にご確認ください。

4 設置場所引渡しまでのスケジュール

(1) 公募期間(募集要領の配布期間)	平成28年12月5日(月)～平成28年12月16日(金)
(2) 質問書受付期間	平成28年12月7日(水)～平成28年12月14日(水)
(3) 質問書への回答	平成28年12月13日(火)～平成28年12月20日(火)
(4) 申込受付	平成28年12月26日(月)及び平成28年12月27日(火)
(5) 資格確認結果通知	平成29年1月11日(水)
(6) 入札及び開札	平成29年1月18日(水)
(7) 契約締結日	平成29年1月25日(水) 予定
(8) 使用開始日	平成29年2月1日(水) 予定

■ 申込資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構令第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法人が入札する場合は、会社更生法(平成14年法律第154号)、破産法(平成16年法律第75号)、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を受けていない者で、かつ、会社法(平成17年法律第86号)による特別清算を行っていない者であること。
- (3) 個人が入札する場合は、成年被後見人若しくは被保佐人でないこと又は破産者であった者は、既に復権を得ていること。
- (4) 申込受付期間の最終日(平成28年12月27日(火))から起算して2年前の日以降において次に掲げる者のいずれにも該当していないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とします。
 - ① 機構との契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は契約の目的物の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 機構が執行した競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 機構と落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 機構の監督又は検査の実施に当たり職員の実行を妨げた者
 - ⑤ 機構との契約において正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ ①から⑤に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 不法な行為を行い、又は行う恐れのある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人若しくはそれらの構成員で、事業者として機構が適当でないことを認める者でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
(詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照)
- (7) 省庁又は地方公共団体等の公的団体の施設に、入札日(平成29年1月18日(水))から起算して過去2年間に2回以上、自動販売機の設置実績があること。
- (8) 事業の実施に必要な資力、信用を有していること。
- (9) 機構に支払う賃貸料等の支払い見込みが確実であること。
- (10) 契約の締結に際し、機構が「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)」に準じて行う本人確認に応じることができること。
(これにより取得した個人情報については、法令の規定に準じ、本人の同意なく行政庁に提供することがあります。)

■ 申込書類

詳細は、募集要領をご参照ください。

	法人の場合	個人の場合
申込み	・入札申込書(所定様式)	・入札申込書(所定様式)
会社確認(本人確認)	・登記事項全部証明書(※) ・代表者の印鑑証明書(※) ・直近2事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 ・納税証明書「その3の3」(※) (※)発行日から3か月以内のもの	・住民票(※) ・印鑑証明書(※) ・直近の給与支払等証明書、源泉徴収票若しくは住民税決定証明書又は納税証明書(その2(所得金額の証明))及び確定申告の写し ・納税証明書「その3の2」(※) (※)発行日から3か月以内のもの
実績確認	・飲料自動販売機設置運営事業実績(過去3年度分) ・公的施設への自動販売機設置実績(過去2年以内に2回以上)	・飲料自動販売機設置運営事業実績(過去3年度分) ・公的施設への自動販売機設置実績(過去2年以内に2回以上)
設置機器の確認	・設置を希望する自動販売機のカテゴリ	・設置を希望する自動販売機のカテゴリ
返信用封筒	・1通(長3サイズの封筒の表面に返送先を記入し、必要分の切手を貼り付けたもの)	・1通(長3サイズの封筒の表面に返送先を記入し、必要分の切手を貼り付けたもの)
書類持参者の確認	・委任状(代表権者自身が持参する場合は不要) ※運転免許証等により持参者の確認を行います。	・委任状(本人が持参する場合は不要) ※運転免許証等により持参者の確認を行います。
その他	・申込受付期間の最終日(平成28年12月27日(火))から起算して2年前の日以降において、飲料自動販売機の設置及び運営に関し、保健所から衛生管理面での指摘があった場合には、その指摘内容と適正に改善措置が図られていることを示すもの ・その他機構が必要と認める書類の提出を求める場合があります。	・申込受付期間の最終日(平成28年12月27日(火))から起算して2年前の日以降において、飲料自動販売機の設置及び運営に関し、保健所から衛生管理面での指摘があった場合には、その指摘内容と適正に改善措置が図られていることを示すもの ・その他機構が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

補足)上場企業等の場合は、省略可能書類あり。

※詳細及び申込みにあたっては、募集要領及び仕様書等に記載した内容を十分にご確認ください。

(担当チーム)

〒810-8610 福岡市中央区長浜二丁目2番4号

独立行政法人都市再生機構九州支社 住宅経営部 収納管財チーム 担当:井上・山下
電話092-722-1043(午前9時半～正午、午後1時～午後5時、土曜・日曜・祝日を除きます。)

平成28年度(第2回)

UR賃貸住宅団地内への飲料自動販売機設置事業者の募集要領

募集要領配布期間 平成28年12月5日(月)～平成28年12月16日(金)
申込受付期間 平成28年12月26日(月)・平成28年12月27日(火)

平成28年12月

独立行政法人都市再生機構 九州支社

住宅経営部 収納管財チーム

〒810-8610

福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号

電話 092-722-1043

——— 街に、ルネッサンス ———



UR都市機構

— 目 次 —

	ページ
募集から敷地引渡しまでの流れ（スケジュール）	P.2
はじめに	P.3
1 賃貸敷地の概要	P.3
2 申込資格	P.3
3 質問事項の受付	P.4
4 申込方法等	P.5
5 申込資格の確認	P.7
6 苦情申し立て	P.8
7 入札期日（入札及び開札の日時、場所等）	P.8
8 入札方法等	P.8
9 入札の辞退	P.9
10 公正な入札の確保	P.9
11 入札の取りやめ等	P.9
12 入札の無効	P.10
13 落札者の決定	P.10
14 入札結果の公開	P.11
15 契約の締結等	P.11
16 賃貸料の支払方法等	P.12
17 自動販売機設置敷地の引渡し等	P.12
18 設置敷地に関する調査について	P.13
添付資料	
1 質問書他様式（様式1～様式5）	
2 契約書	
2-1 災害救援ベンダー機能に係る覚書	
3 仕様書	

募集から敷地引渡しまでの流れ（スケジュール）

※御注意

この表は、入札の概略の流れを説明したものです。入札に当たっては、募集要領及び自動販売機の設置場所に係る賃貸借契約書等を熟読してください。

公告開始日	平成28年12月5日（月）
募集要領等配布期間	平成28年12月5日（月）～平成28年12月16日（金）
質問書提出期間	平成28年12月7日（水）～平成28年12月14日（水）
質問書への回答	平成28年12月13日（火）～平成28年12月20日（火）
申込書の受付期間	平成28年12月26日（月）・平成28年12月27日（火）

資格確認結果通知

平成29年1月11日（水）発送

申込書をもとに申込資格の確認を行い、資格の有無について結果を文書で通知します。

入札及び開札

平成29年1月18日（水）13：30

入札結果は、入札参加全員に文書で通知します。

契約締結

平成29年1月25日（水）予定

※契約期間の始期は平成29年2月1日（水）となります。

なお、自動販売機の設置は平成29年2月15日（水）までに完了していただきます。

賃貸料等の支払い

土地賃貸料及び保証金を指定口座へ振り込んでいただきます。

はじめに

独立行政法人都市再生機構が管理する賃貸住宅（以下、「UR賃貸住宅」といいます。）の敷地及び建物内において、居住者の利便に供するために清涼飲料水の自動販売機を設置し、管理・運営していただくための用地を賃貸します。

申込みされる方は、次の各事項を御承知の上、お申し込みください。

1 賃貸敷地の概要

添付資料 3 仕様書の別紙「募集対象物件一覧」のとおり。

2 申込資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法人が入札する場合は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を受けていない者で、かつ、会社法（平成 17 年法律第 86 号）による特別清算を行っていない者であること。
- (3) 個人が入札する場合は、成年被後見人若しくは被保佐人でないこと又は破産者であった者は、既に復権を得ていること。
- (4) 申込受付期間の最終日（平成 28 年 12 月 27 日（火））から起算して 2 年前の日以降において次に掲げる者のいずれにも該当していないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とします。
 - ① 機構との契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は契約の目的物の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 機構が執行した競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 機構と落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 機構の監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - ⑤ 機構との契約において正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
 - ⑥ ①から⑤に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 不法な行為を行い、又は行う恐れのある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人若しくはそれらの構成員で、事業者として機構が適当でないとする者でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

※詳細は、当機構ホームページ「<http://www.ur-net.go.jp/>」内の次の箇所をご参照ください。

トップページ → 入札・契約情報 → 入札心得・契約関係規程 → 入札関連様式

及び標準契約書等 → 標準契約書等について → 別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

- (7) 省庁又は地方公共団体等の公的団体の施設に、入札日（平成 29 年 1 月 18 日（水））から過去 2 年間に 2 回以上、自動販売機の設置実績があり、その契約期間を全うしていること。

※「過去 2 年間に 2 回以上、自動販売機を設置した実績」とは、2 回以上の選定を受けたことの実績であり、2 台以上の自動販売機を設置した実績ではありません。

- (8) 事業の実施に必要な資力、信用を有していること。
(9) 機構に支払う賃貸料等の支払い見込みが確実であること。
(10) 契約の締結に際し、機構が「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）」に準じて行う本人確認に応じることができること。（これにより取得した個人情報については、法令の規定に準じ、本人の同意なく行政庁に提供することがあります。）

3 質問事項の受付

- (1) この募集要領書等に関する質問がある場合は、次に従い書面により提出してください。

① 提出期間

平成 28 年 12 月 7 日（水）から平成 28 年 12 月 14 日（水）まで

持参される際は、この期間内の土曜日及び日曜日を除く毎日午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）受付けますので、あらかじめ来社日時を下記②提出場所に連絡の上、来社ください。

② 提出場所

福岡県福岡市中央区長浜二丁目 2 番 4 号

独立行政法人都市再生機構九州支社 住宅経営部収納管財チーム

担当：井上・山下 電話：092-722-1043

③ 提出方法

質問書（様式 1）を持参により提出するものとし、口頭、電話、FAX、メール又は郵送によるものは受けません。なお、返信用の封筒として、長 3 サイズの封筒の表に返送先を記入の上、82 円分の切手を貼付したものを提出してください。

- (2) (1)の質問に対する回答は、原則として、書面により質問者に郵送（平成 28 年 12 月 13 日（火）以降発送）するほか、閲覧に供すべき質疑事項については、次のとおり閲覧に供します。

① 期間

平成 28 年 12 月 13 日（火）から平成 28 年 12 月 20 日（火）までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

② 場所

福岡県福岡市中央区長浜二丁目 2 番 4 号

独立行政法人都市再生機構九州支社 1 階 契約情報公開コーナー

4 申込方法等

(1) 申込受付期間等

申込受付期間：平成 28 年 12 月 26 日（月）及び平成 28 年 12 月 27 日（火）

申込受付時間：午前 10 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで

申込受付場所：福岡県福岡市中央区長浜二丁目 2 番 4 号

独立行政法人都市再生機構九州支社 住宅経営部収納管財チーム

担当：井上・山下 電話：092-722-1043

注 1) あらかじめ来社日時を上記の申込受付場所に連絡の上、ご来社ください。

注 2) 提出書類に不備があった場合、受付することができません。ただし、上記受付期間内の受付時間内であれば、申込書及び申込みに必要な書類を機構に再提出することができます。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入し、下記添付書類を添えて、(1)の申込受付期間に(1)の申込受付場所へ持参により、お申込ください。直接持参しない方法（郵送、FAX等）でのお申込みは受け付けいたしません。

〈 提出書類 〉

■ 法人の場合

① 申込書（様式 2）

② 登記事項全部証明書（発行日が申込受付期間の最終日から起算して 3 か月以内のもの）

③ 代表者の印鑑証明書（発行日が申込受付期間の最終日から起算して 3 か月以内のもの）

④ 申込日の直前 2 か年分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

※以下のいずれかに該当する場合は添付を省略することができます。

(イ) 東証 1 部・2 部、大証 1 部・2 部及び名証 1 部・2 部の上場会社（ただし、本募集開始日（平成 28 年 12 月 5 日（月）。以下同じ。）時点において、監理・整理ポスト割当て銘柄、猶予期間入り銘柄に指定されている企業は除きます。）。

(ロ) 東証 1 部、大証 1 部及び名証 1 部上場会社の連結対象 50%を超える出資子会社（ただし、その親会社が本募集開始時点において、監理・整理ポスト割当て銘柄、猶予期間入り銘柄に指定されている企業は除きます。）。

⑤ 納税証明書「その 3 の 3」（法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のないことの証明用、発行日が申込み受付期間の最終日から起算して 3 か月以内のもの）

⑥ 飲料自動販売機設置運営事業実績（過去3年度分）

※様式は任意です。ただし、各年度における「自動販売機の設置台数」は必ず記載してください。

※事業実績が3年度に満たない場合は、事業実績がある年度分を提出してください。

⑦ 省庁又は地方公共団体等の公的団体の施設に、入札日（平成29年1月18日（水））から過去2年間に2回以上、自動販売機を設置した実績を証するもの

※「過去2年間に2回以上、自動販売機を設置した実績」とは、2回以上の選定を受けたことの実績であり、2台以上の自動販売機を設置した実績ではありません。

⑧ 申込受付期間の最終日（平成28年12月27日（火））から起算して2年前の日以降において、飲料自動販売機の設置及び運営に関し、保健所から衛生管理面での指摘があった場合には、その指摘内容と適正に改善措置が図られていることを示すもの

⑨ 設置を希望する自動販売機のカatalog（仕様書に定める機器の条件を充足することがわかるもの。）

⑩ 委任状（様式3）

代表権を持たない社員が申込提出書類を持参される場合には、「委任状」の提出が必要となりますので、「委任状」に必要事項を記入・押印（実印及び代理人の使用印）してください。代表権を持つ者が申込提出書類を持参される場合は不要です。

⑪ 返信用封筒

資格確認結果通知書（下記5（1）③に記載の書面）を郵送するための封筒です。長3サイズの封筒の表に返送先を記入し、382円分の切手を貼付してください。（簡易書留により送付いたします。）

■個人の場合

① 申込書（様式2）

② 印鑑証明書（発行日が申込受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの）

③ 住民票（発行日が申込受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの）

④ 直近の給与支払等証明書、源泉徴収票若しくは住民税決定証明書又は納税証明書（その2（所得金額の証明））及び確定申告の写し

⑤ 納税証明書「その3の2」（申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税について未納税額がないことの証明用、発行日が申込み受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの）

⑥ 飲料自動販売機設置運営事業実績（過去3年度分）

※事業実績が3年度に満たない場合は、事業実績がある年度分を提出してください。

⑦ 省庁又は地方公共団体等の公的団体の施設に、入札日（平成29年1月18日（水））から過去2年間に2回以上、自動販売機を設置した実績を証するもの

※「過去2年間に2回以上、自動販売機を設置した実績」とは、2回以上の選定を受けたことの実績であり、2台以上の自動販売機を設置した実績ではありません。

⑧ 申込受付期間の最終日（平成28年12月27日（火））から起算して2年前の日以降において、飲料自動販売機の設定及び運営に関し、保健所から衛生管理面での指摘があった場合には、その指摘内容と適正に改善措置が図られていることを示すもの

⑨ 設置を希望する自動販売機のカタログ（仕様書に定める機器の条件を充足することがわかるもの。）

⑩ 委任状（様式3）

代理人が申込提出書類を持参される場合には、「委任状」の提出が必要となりますので、「委任状」に必要事項を記入・押印（実印及び代理人の使用印）してください。

⑪ 返信用封筒

資格確認結果通知書（下記5（1）③に記載の書面）を郵送するための封筒です。長3サイズの封筒の表に返送先を記入し、382円分の切手を貼付してください。

（簡易書留により送付します。）

5 申込資格の確認

(1) 申込資格の確認

① 申込書の内容をもとに申込資格の確認を行い、確認の結果を各申込者に通知します。なお、資格確認の過程で、提出いただいた書類の内容について説明を求め、又は提出書類の追加を求める場合があります。

② 資格確認において資格を有すると認められた申込者（以下「入札参加者」といいます。）による競争入札を行います。

③ 資格確認結果は平成29年1月11日（水）発送により、各申込者に書面で通知します。

④ 申込みに際して、ご提出いただいた書類等は、理由の如何にかかわらず、返却いたしません。ただし、入札参加者として選定されなかった場合には、返却いたします。

⑤ 提出書類の作成及び申込み等に必要な費用は、申込者の負担とします。（当機構は一切負担しません。）

(2) 申込みの無効

① 2に記載する申込みに必要な資格のない者が申込みを行ったとき。

② 申込提出書類に不備又は虚偽の記載があったとき。

③ 所定の申込提出書類以外の様式を使用して申込みを行ったとき。

④ 委任状等を提出しない代理人が申込みを行ったとき。

⑤ 申込提出書類の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

- ⑥ 申込提出書類に申込者（代理人を含む。）の所定の記名押印がないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）若しくは印影が判然としないとき。
- ⑦ 明らかに連合によると認められるとき。
- ⑧ ①～⑦に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、又は申込みに関する必要な条件を具備していないとき。

6 苦情申し立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができます。
 - ① 提出期限：平成 29 年 1 月 17 日（火） 午後 5 時
 - ② 提出場所：4 (1) と同じ
 - ③ 提出方法：書面は持参することにより提出するものとします。（郵送、FAX 等での申込みは受け付けいたしません。）
- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、平成 29 年 1 月 24 日（火）までに説明を求めた者に対して書面により回答します。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期限を延長することがあります。
- (3) 契約担当役は、申し立て期間の途過その他客観的かつ明らかに申し立ての適格を欠くと認められるときは、その申し立てを却下します。
- (4) 契約担当役は、(2)の回答を行ったときには、苦情申し立て者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧により遅滞なく公表します。

7 入札期日（入札及び開札の日時、場所等）

- (1) 日時 平成 29 年 1 月 18 日（水） 13 時 30 分
- (2) 場所 福岡県福岡市中央区長浜二丁目 2 番 4 号
独立行政法人都市再生機構九州支社 1 階 入札室

注 1) 入札の受付は入札開始時間の 15 分前から行います。入札に参加しなかった場合及び(1)の日時に遅れた場合は辞退として取り扱いますので御注意ください。

注 2) 開札会場への入場は、1 入札参加者につき 1 名とし、入札参加者以外の方は、開札会場への入場はできません。

8 入札方法等

- (1) 資格確認において、資格を有すると認められた入札参加者は、「入札書」（様式 4）の用紙に必要事項を記入・押印（実印又は代理人の使用印）の上、入札書提出用封筒（様式 4 別添「参考：入札書提出用封筒記載例」を参考に作成してください。）に「入札書」のみを入れて封をして割印（実印又は代理人の使用印）したものを 7 入札期日

(入札及び開札の日時、場所等)にて指定された期日及び場所に直接持参してください。

- (2) 入札書には、賃貸料率を記載してください。
(賃貸料は、原則として自動販売機の売上に上記の賃貸料率を乗じて得た金額(円未満は四捨五入)をお支払いいただきます。)
- (3) 入札書を提出後、入札を取り消すことや入札書の記載内容の変更はできません。
- (4) 入札書の提出は、入札参加者本人又は入札参加者の代理人(上記4(3)において委任状で届けている者)とし、それ以外の者が入札書を提出する場合は、別途委任状を提出してください。
- (5) 入札参加者又は代理人が御本人であるかどうかを確認しますので、名刺をご提出又は運転免許証等の身分が確認できるものを持参してください。(運転免許証等を持参された場合は、写しを取らせていただきますので、ご了承ください。)
- (6) 入札参加者又は入札参加者の代理人は同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

9 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書提出前であれば、入札を辞退することができます。
- (2) 入札参加者は、(1)により入札を辞退するときは、入札辞退届(用紙は機構にご請求ください。)を上記4(1)の申込受付場所に直接持参して行います。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の申込み等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

10 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札賃貸料率又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に賃貸料率を定めなければなりません。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札賃貸料率を意図的に開示してはなりません。

11 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

12 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、それ以外の入札を有効とします。

- ① 上記2の申込資格のない者が入札を行ったとき。
- ② 所定の入札書以外の用紙を使用して入札を行ったとき。
- ③ 委任状を提出しない代理人が入札を行ったとき。
- ④ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- ⑤ 入札賃貸料率の記載を訂正したとき。
- ⑥ 入札書に入札参加者（代理人を含む。）の所定の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）若しくは印影が判然としないとき。
- ⑦ 1人で同時に2通以上の入札書をもって入札を行ったとき。
- ⑧ 明らかに連合によると認められるとき。
- ⑨ ①～⑧に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を満たしていないとき。

13 落札者の決定

- (1) 入札書投入完了後、入札参加者立会いにより即時に開札を行うものとします。
- (2) 開札の結果、有効な入札を行った者の中で機構があらかじめ定めた予定賃貸料率以上で最も高い賃貸料率で入札した者を落札者とします。
- (3) 落札となるべき同率の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引いていただいて落札者を決定します。
- (4) 開札の結果、入札参加者が1名しかいない場合は、機構があらかじめ定めた予定賃貸料率以上であれば、その者を落札者とします。
- (5) 落札者氏名、落札賃貸料率は、開札の場で読み上げます。なお、落札者がいない場合は、最高入札賃貸料率のみを読み上げます。
- (6) 機構の予定賃貸料率は公表いたしません。
- (7) 入札結果は、書面により団地名、落札者氏名を入札参加者全員に通知します。
- (8) 落札者の決定後、契約締結までの間に落札者の辞退又は入札の無効が判明した場合は、当該落札者を失格とし、入札賃貸料率が予定賃貸料率以上の第二順位の者（以下「次点者」といいます。）に賃借希望の有無を照会し、希望した場合には次点者を新たな落札者とします。なお、次点者に賃借の希望がない場合又は次点者が新たな落札者となった場合で契約締結までの間に辞退又は入札の無効が判明した場合、第三順位以降の者を対象に同様の手続きを行うこととします。
- (9) 次点者等への通知は、落札者の辞退が確定するまで行いません。また、次点者であるか否かについての問合せには対応いたしません。

14 入札結果の公開

入札結果（団地名、落札者住所（特別区又は市町村まで表記）、落札者氏名（個人の場合は「個人」と表記）及び応札者数）については、次のとおり閲覧に供する等、公開いたしますのであらかじめ御承知おきください。なお、落札者がいない場合については、落札者住所及び落札者氏名について「該当無し」として同様に公開いたします。

(1) 期 間 開札日以降、7日間

(2) 場 所 福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号

独立行政法人都市再生機構九州支社1階 契約情報公開コーナー

15 契約の締結等

(1) 契約の締結

① 落札者との契約の締結は、平成29年1月25日（水）を期限とし、平成29年2月1日（水）を契約期間の始期とすることを予定しています。（自動販売機設置用地の引渡しも平成29年2月1日（木）同日予定。ただし、当機構の判断により、前後する場合があります。その場合は、指示に従っていただきます。）なお、期限までに契約を締結されない場合は、落札者としての一切の権利を辞退したものとし、上記13(8)に基づき落札者となった者と契約を締結します。

② 契約書は、添付資料2のとおりです。

賃貸条件等については(3)のほか、契約書等の内容を御確認ください。

(2) 覚書の交換

① (1) と同時に災害時における災害救援ベンダー機構の使用について、覚書を交換して頂きます。なお、期限までに覚書を交換されない場合の取扱いは上記(1)と同様となります。

② 覚書は添付資料2-1のとおりです。

(3) 主な賃貸条件

以下に記載するもののほか、別添自動販売機の設置に係る土地賃貸借契約書及び仕様書のとおりとします。

① 用途

清涼飲料水の自動販売機用地として使用していただきます。

② 契約期間

平成29年2月1日から平成34年1月31日まで（5年間）

※大型機器の搬入等には、住民の生活に配慮すること。（平日昼間に実施することが望ましい。）

③ 賃貸料

設置する自動販売機毎に算出し、原則として、各自動販売機の売上月額に落札賃貸料率を乗じて得た金額（1円未満は四捨五入）とします。ただし、前述した方法に

より算出した金額が金 4, 0 0 0 円に満たない場合は、当該自動販売機に係る賃貸料は、金 4, 0 0 0 円とします。

④ 保証金

設置する自動販売機毎に金 3 0, 0 0 0 円とし、初回賃貸料と併せてお支払いいただきます。なお、この契約が終了したときは、保証金を返還いたします。ただし、機構に対して債務がある場合は、その債務の弁済に充てた後の保証金残額を返還いたします。なお、返還する保証金については、利息は付さないものとし、最終の賃貸料又は下記 15(3)⑥記載の解約金の支払いと相殺することができるものとし、

⑤ 原状回復

契約終了時には貸付時の原状に回復して明け渡していただきます。ただし、落札者（借借人）において設置等した電源引き込み設備について、事前に当機構の承諾を得ている場合は、この限りではありません。

⑥ 特記事項

(イ) 設置する自動販売機で使用する電気料については、電気の供給事業者との間で直接需給契約を締結していただきます。ただし、直接需給契約の締結ができない等、事情やむを得ないと機構が認める場合はこの限りではありません。

(ロ) 契約期間中にやむを得ず自動販売機を移転していただく必要が生じた場合、移転先を提示いたしますので、これに応じていただきます。この場合において、機構は、自動販売機の撤去又は移設に要する費用を全て負担いたします。

(ハ) 設置した自動販売機に関する苦情、問合せ及び事故等については、設置運営者の責任により対応すること。

16 賃貸料の支払方法等

(1) 売上に係る事項及び売上額に落札した賃貸料率を乗じて得た金額（端数は四捨五入）について、機構の指定する様式を用いて翌月の 15 日までに報告いただきます。ご報告いただいた内容に疑義がある場合は、機構は当該疑義について、協議の申し入れを行います。この申し入れが無い場合は、ご報告をいただいた月内に賃貸料をお支払いいただきます。

(2) 契約を解除する月を含む賃貸料の請求は、15(3)④の保証金を賃貸料と相殺して請求することができるものとし、

(3) 保証金は初回賃貸料と併せてお支払いいただきます。

(4) 賃貸借契約書（機構保管のもの 1 通）に貼付する収入印紙、本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、借借人の方に負担していただきます。

17 自動販売機設置敷地の引渡し等

(1) 借借人への設置敷地の引渡しは現状有姿にて行います。

- (2) 現地説明会は行いませんので、入札参加者自身が必要に応じて現地及び募集要領等を確認ください。(現地を確認される場合、お住いの方々に十分ご配慮ください。)

18 設置敷地に関する調査について

機構が団地管理上、設置敷地に関して調査を求めたときは、借借人はこれに協力していただきます。

以 上

(本 頁 余 白)

————— 街に、ルネッサンス —————



UR都市機構

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構九州支社長 殿

申込予定者 所在地
会社名
代表者名
担当部署
担当者氏名
連絡先 TEL

質 問 書

次のUR賃貸住宅団地内への清涼飲料水自動販売機設置事業者の募集に関する内容について、次のとおり質問します。

団地名	
項番	質 問 事 項

- (注) 1 質問事項が1枚で書ききれない場合は、必要枚数を複写して利用してください。
2 申込者が個人の場合は、「申込予定者」に個人の住所及び氏名を記入してください。

平成 年 月 日

申 込 書

独立行政法人都市再生機構九州支社長 殿

(申込者) 住所

氏名 _____ 実印

私は、UR 賃貸住宅団地内への清涼飲料水自動販売機設置事業者の募集要領等に記載されている内容を承知の上、必要書類を添えて申し込みます。

申込者	名称 (個人は職業を記入してください)	
	代表者 (個人は氏名を記入してください)	
	住所	
	担当部課・担当者 (個人は記入不要です)	
	電話番号	
	資本金 (個人は記入不要です)	百万円
	設立年月 (個人は記入不要です)	明治・大正 年 月 昭和・平成
	直近決算期 (個人は記入不要です)	平成 年 月
	従業員数 (個人は記入不要です)	人
	直近期の売上高 (個人は記入不要です)	百万円
	直近期の営業利益 (個人は記入不要です)	百万円
	土地の使用用途	

委任状

代理人 住 所

氏 名

代理人使用印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次のUR賃貸住宅団地内への清涼飲料水自動販売機設置事業者の募集に係る申込み及び入札等に関する一切の権限

団地名 **原他13団地**

平成 年 月 日

委任者 住 所

氏 名

実 印

(電話番号) — —

- (注)
- 1 委任者の印鑑は、印鑑証明書の印を押印してください。
 - 2 代理人が使用する印（シャチハタ印を除きます。）を右上の欄内に押印しておいてください。
 - 3 代理人の住所は、住民票上の住所を記載してください。

(表)

<table border="1"><tr><td>入 札 書 在 中</td></tr></table>	入 札 書 在 中
入 札 書 在 中	
独立行政法人都市再生機構九州支社長殿	
(原他 13 団地 清涼飲料水自動販売機設置)	

(裏)

印
住所
氏名
(上記代理人)
住所
氏名

注 1) 封筒 (長 3 号) には、入札書のみを入れて必ず封をして割印してください。

注 2) 裏面の封印には、代表権限を有するご本人が入札に参加される場合は会社実印を、代理人に参加される場合は代理人使用印をご使用ください。

工事協議書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構九州支社長殿

住所

氏名

実印

清涼飲料水自動販売機設置に関し、次のとおり、電源引込み工事を行いたく、協議します。

なお、工事の実施に当たり、機構の指示に従うとともに、次の事項を厳守します。

- 1 居住者に不測の事故が起こらないよう万全の措置を講じること。
- 2 停電が生じないよう実施し、万一、停電が生じた際の居住者からのクレーム等については、すべて私の責任と負担で対応すること。

記

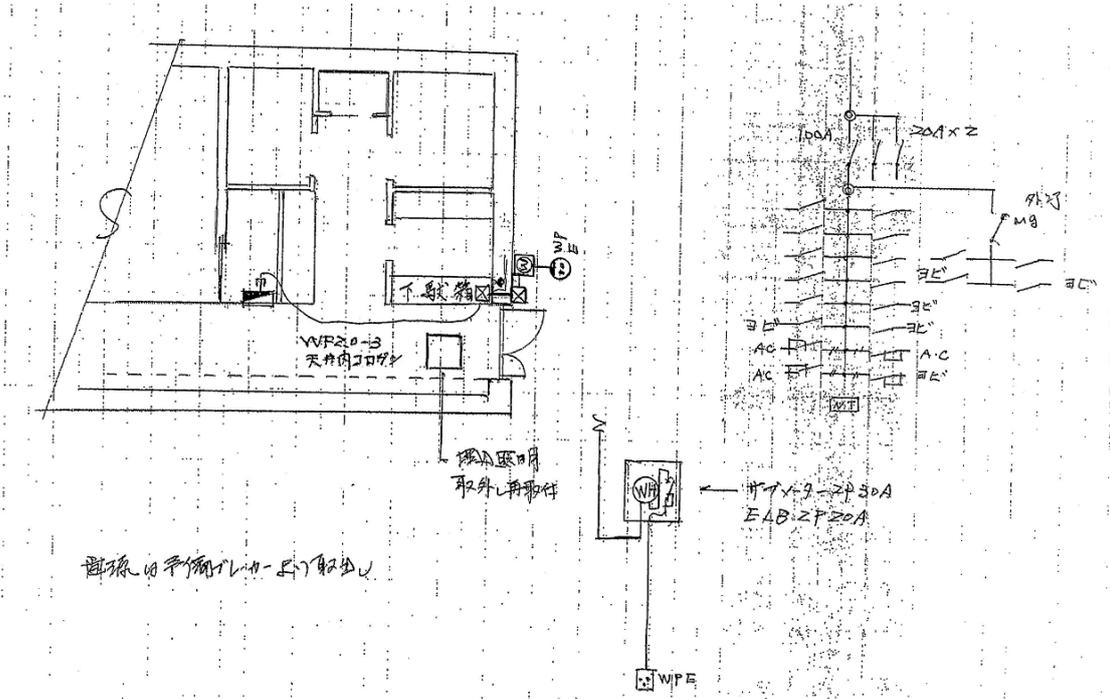
場 所	団 地 名	
	場所の表示	
工 事 日 程		
工事責任者名		
連 絡 先		
備 考		

以 上

添付書類

工事概要図面（電源引込みルート、配線系統、使用部材及び自販機据付方法等を具体的に記入してください。サンプルをご参照ください。）

(工事協議書添付図面サンプル)



自動販売機の設置場所に係る賃貸借契約書

貸主独立行政法人都市再生機構を甲とし、借主 [] を乙として、甲乙間に次のとおり自動販売機の設置場所に係る賃貸借に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 甲は、別紙1に表示する甲所有の設置場所（以下「設置場所」という。）を本契約書に記載されている条件で乙に賃貸する。

2 乙は、前項の設置場所に第9条第1項第1号により通知する仕様に基づく自動販売機（以下「本件自動販売機」という。）を設置し、運営するものとし、その他の目的に使用してはならない。

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、平成 [] 年 [] 月 [] 日から平成 [] 年 [] 月 [] 日までとする。

（月額賃貸料）

第3条 甲は、本件自動販売機毎に月額賃貸料を算出するものとする。なお、月額賃貸料は、第4条第1項の規定により乙が甲に報告する当月分の本件自動販売機毎の売上金額に賃貸料率 [] % を乗じて得た金額（算出された金額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。）とし、乙はこれを承諾する。

2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する方法により算出した金額が金4,000円に満たない自動販売機については、金4,000円を当該自動販売機に係る当月の賃貸料とする。

3 甲及び乙は、契約期間中の賃貸料率は変更しないものとする。

（売上報告書の提出等）

第4条 乙は、本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況について、本件自動販売機毎に当月分の売上金額を翌月の15日までに別紙2の売上報告書で甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から売上報告書の提出を受けたときは、第3条第1項及び第2項で規定する方法により賃貸料を算出し、速やかに乙に請求書を送付するものとする。

3 甲は、乙が提出した売上報告書に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとし、乙はこれに協力するものとする。また、乙は、甲の指摘があるときは売上報告書を修正の上、直ちに、甲に再提出するものとする。

（賃貸料の支払義務）

第5条 乙の賃貸料の支払義務は、平成 [] 年 [] 月 [] 日から発生するものとする。

2 乙は、第4条第2項で送付された請求書が届いてから14日以内に、甲の定める方法により甲に賃貸料を支払うものとする。

（保証金）

第6条 乙は、賃貸料の支払、損害の賠償その他この契約から生ずる債務を担保するため、保証金として本件自動販売機毎に金30,000円を甲に支払うものとする。

2 乙は、前項の保証金を、甲の定める期日までに、甲の定める方法により支払うものとする。

3 甲は、契約期間が満了したとき又は第14条第1項若しくは第15条の規定に基づく解除により本契約が終了したときは、第1項で規定する保証金を最終月の賃貸料に充当するものとする。なお、甲は、賃貸料に残額がある場合は乙に請求するものし、乙は速や

かにこれを支払うものとする。

- 4 甲は、前項に規定する保証金の充当後に保証金の残額があるときは、乙の甲に対する債務の弁済に充当するものとする。甲は、前段の充当後、甲の債権に残額がある場合は乙に請求するものとし、乙は速やかにこれを支払うものとする。なお、保証金に残額がある場合は、速やかに乙に返還するものとする。
- 5 甲が乙に返還する保証金については、利息は付さないものとする。

(遅延利息)

第7条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、賃貸料又は保証金の支払を遅延したときは、その支払を遅延した額について、その遅延した期日の日数に応じ、年(365日当たり)14.56パーセントの割合により算定した額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。

(電気の需給契約等)

第8条 乙は、乙の設置する本件自動販売機で使用する電気については、乙と電気供給事業者との間で直接需給契約を締結するものとする。

- 2 乙は、直接需給契約が締結できない等事情やむを得ない場合は、甲の既設設備から電気の供給を受けることができるものとする。この場合、乙の負担により使用量を計測する子メーターを設置するものとする。
- 3 甲は、前項により設置された子メーターを基に使用料を算定し乙に請求するものとし、乙は甲の定める期日までに甲の定める方法により支払うものとする。

(設置場所の使用上の注意等)

第9条 乙は、別添の仕様書に従って、善良な管理者の注意をもって設置場所を使用し、また、乙の設置する自動販売機を適切に維持管理しなければならない。

- 2 乙は、乙が故意若しくは過失又は災害等により、第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。
- 3 乙は、商品の補充等のために団地内に立ち入る場合は、次の各号を遵守するものとする。
 - 一 設置場所が住宅団地内敷地にあることに鑑み、居住者の生活に最大限配慮すること。
 - 二 甲又は第三者の財産を毀損等しないこと。
 - 三 善良な管理者の注意をもって設置場所を使用すること。
 - 四 その他、甲が指示する事項に従うこと。

(甲に対する通知)

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、その旨を甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本件自動販売機の設置を完了したとき(別紙3)。
- 二 乙が第16条第4項に規定する撤去により原状回復を完了したとき(別紙4)。
- 三 乙が住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- 四 乙に対して再生手続開始の申立て(自己申立てを含む。)、破産の申立て(自己申立てを含む。)又は更生手続開始の申立て(自己申立てを含む。)があったとき。
- 五 乙が本件自動販売機の全部又は一部の設備の更新、改良又は現状の変更を行うとき。
- 六 設置場所その他の甲所有の財産を毀損等したとき又は第三者に損害を与えたとき。

(転貸等の禁止)

第11条 乙は、設置場所の全部若しくは一部を転貸し、又は設置場所の賃借権を譲渡する等、第三者に使用又は占有させてはならない。

- 2 乙は、その名目のいかんを問わず、前項において禁止する行為に類する行為をしては

ならない。

(甲の行う管理業務等への協力)

第12条 団地の保全工事その他の管理上必要があると認め、かつ、乙に協力を要請したときは、乙は、乙の費用負担によりこれに全面的に協力するものとする。

2 甲は、第14条の規定にかかわらず、契約期間中に団地内の環境整備等によりやむを得ず本件自動販売機を移転する必要がある場合、移転先を乙に提示することにより、この契約の変更を申し入れることができるものとし、乙は、これに応じるものとする。この場合において、甲は、本件自動販売機の撤去又は移設に要する費用を全て負担する。

(反社会的勢力の排除)

第13条 乙は、乙又は乙の役員等(乙が個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であること。

二 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

三 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

四 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていること。

五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2 乙は、次の行為を行わないことを確約する。

一 自ら又は第三者を利用して、甲に対して、暴力的な又は法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、偽計若しくは威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為その他これらに準ずる行為を行うこと。

二 設置場所の全部又は一部を暴力団の事務所その他の活動の拠点の用に供すること。

三 設置場所のある団地内において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、若しくはは威勢を示すことにより、賃貸住宅の居住者及び他の施設の賃借人に不安を覚えさせること又は反復継続して前項各号に該当する者を出入りさせること。

(甲の契約解除権等)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないで本契約を解除することができる。

一 乙が、賃貸料又は保証金の支払を3ヶ月以上滞納したとき。

二 設置場所その他の甲所有の財産を、故意又は重大な過失により、毀損等したとき。

三 乙が第9条から第13条までの各条の規定に違反したとき。

四 その他本契約に違反したとき。

2 前項の規定により甲が本契約を解除したときは、乙は、直ちに、設置場所を原状に回復して甲に返還しなければならない。

(事情による解約)

第15条 乙は、本契約を契約期間の満了前にやむを得ず解約する必要がある場合、本契約の解約を申し入れることができるものとし、甲は、やむを得ないと認めた場合に限り、これに応じるものとする。ただし、解約日は解約を申し入れた月(以下「解約月」という。)の末日とする。

- 2 甲は、前項の規定により解約に応じた場合、次項により算出した金額を解約金として、乙に請求するものとし、乙は、甲の定める期日までに、甲の定める方法により支払うものとする。
- 3 前項の解約金は、第4条第1項で報告する売上報告書に記載された各月の売上金額及び契約期間中の月数を、契約日の属する月から解約月の前月までそれぞれ合計し、その合計した総売上金額を合計した総月数で除した額を算出上の売上金額とみなし、第3条第1項又は同条第2項で規定する方法で求めた算出上の賃貸料（以下「算出上の賃貸料」という。）を、第1項で規定する解約月の翌月から第2条で定めた契約期間満了日の属する月（以下「当初満了月」という。）まで合計した総月数で乗じて算出するものとする。
- 4 甲は、前項の算出において、契約日の属する月が1月に満たないときは、「契約日の属する月」を「その翌月」に、当初満了月が1月に満たないときは、「契約期間満了日の属する月」を「当初満了月の前月」に、それぞれ読み替えて算出するものとし、当初満了月が1か月に満たないときの当初満了月分の算出は、算出上の賃貸料を1月を30日として日割計算した額とし、その日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入して、前項の金額に加算するものとする。

（原状回復義務）

- 第16条 乙は、乙の故意若しくは過失又は災害等により設置場所その他の甲所有の財産を毀損等したときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。
- 2 乙は、本契約の期間が満了し、又は本契約が解除された場合において、乙が設置場所を甲に返還するときは、自動販売機を直ちに撤去し、設置場所を原状に回復しなければならない。なお、第8条第1項又は第2項の規定に基づき乙が設置した電源引込み設備について、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - 3 前2項に規定する原状回復に伴う費用は乙が負担する。
 - 4 第1項及び第2項に規定する原状回復が完了したときは、乙は速やかに甲に通知するものとする。
 - 5 甲は、乙が第2条に規定する契約期間満了までに設置場所を原状に回復しないときは、甲が自ら原状に回復することができるものとし、その費用は乙の負担とする。この場合において、乙は、本件自動販売機の所有権を放棄するものとする。

（損害賠償等）

- 第17条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 2 甲は、第14条第1項の規定に基づき本契約を解除する場合において、甲に損失が生じた場合は、乙に対し、その補償を請求することができる。
 - 3 乙は、第2条に定める契約期間が満了した場合、第14条第1項の規定により本契約を解除された場合又は第15条の規定により本契約を契約期間の満了前に解約した場合において、契約期間の満了日、甲が指定する期日又は契約解除日までに甲に設置場所を返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ賃貸料の1.5倍に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

（費用の請求権の放棄）

- 第18条 乙は、本契約の期間が満了し、又は本契約が解除された場合において、本件自動販売機を撤去し設置場所を返還するときは、その本件自動販売機を設置するために投じた費用及び改良費その他一切の費用を甲に請求しないものとする。

（設置場所に関する調査）

- 第19条 乙は、甲が団地の管理上、設置場所に関して調査を求めたときは、これに協力しなければならない。

(本件自動販売機に関する問合せ)

第 20 条 設置場所に設置した本件自動販売機に関する苦情、問合せ等には、乙が誠意をもって対応するものとする。

(協議)

第 21 条 本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福岡市中央区長浜二丁目 2 番 4 号
独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長 内 山 省 吾

乙

災害救援ベンダー機能に係る覚書

独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）及び ●●●●●（以下「乙」という。）は、平成□□年□月□□日付「自動販売機の設置場所に係る賃貸借契約」（以下「賃貸借契約」という。）第 21 条に基づき、以下とおりの覚書を交換する。

（災害救援ベンダー機能の使用）

第 1 条 甲及び乙は、自動販売機を設置する団地内及び当該団地周辺において、震度 5 強以上の地震またはこれと同等以上の災害が発生、若しくは発生する恐れがある場合において、団地の所属する市区町村に災害対策本部が設置されたときには、賃貸借契約の対象となる自動販売機について、自動販売機内の物資を無料で提供することができる機能（以下「災害救援ベンダー機能」という。）を使用することができるものとする。

2 甲及び乙は、災害救援ベンダー機能の使用を可否とする判断をそれぞれ独自に行うものとし、相手方の判断に対して一切の異議を申し立てないものとする。

（通知）

第 2 条 甲及び乙は、災害救援ベンダー機能を使用する場合は、事前又は事後に相手方に対して、口頭、電話、文書等によりその旨を通知するものとする。

2 相手方に対する通知を事後に行う際は、通知が可能な状況になった後、速やかに行うものとする。

（災害救援ベンダー機能の使用準備作業等）

〔災害救援ベンダー機能が鍵対応の場合〕

第 3 条 甲及び乙は、災害の発生に際しては、それぞれ協力して災害救援ベンダー機能を使用するために必要な作業を実施するものとし、相手方からその作業についての支援等に係る依頼があった場合は、可能な限り、応じるものとする。

2 乙は甲に対して、第 1 項に規定する作業に使用するために必要な以下の鍵等を無償で貸し出すものとし、甲は、鍵の預り証を発行するとともに、その鍵を善良なる管理者の注意をもって管理をするものとする。

なお、甲が鍵を紛失した場合は、実費を乙に支払うものとする。

3 賃貸借契約が終了した場合、甲は乙に対して、速やかに前項の鍵等について返却するものとする。

[災害救援ベンダー機能が遠隔操作等対応の場合]

第3条 甲及び乙は、災害の発生に際しては、それぞれ協力して災害救援ベンダー機能を使用するために必要な作業を実施するものとし、相手方からその作業についての支援等に係る依頼があった場合は、可能な限り、応じるものとする。

(対価)

第4条 災害救援ベンダー機能の使用により甲又は乙が要した費用について、甲及び乙はその対価を相手方に求めないものとする。

(期間)

第5条 この覚書の有効期限は、賃貸借契約書第2条に定める契約期間と同じとする。

(協議)

第6条 この覚書に定めるものの他、この覚書の実施に関して必要な事項、その他この覚書に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

甲及び乙は、上記合意の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号
独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長 内山 省吾

乙

仕様書

1 設置場所

この仕様書別添図面のとおり

2 賃貸借期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（5年間）

3 機器の条件

- (1) 環境への負荷を低減する以下の各基準を満たした自動販売機を設置すること。
 - イ ノンフロン対応機器であること。（ただし、一部の機種においては代替フロンの使用を認める。）
 - ロ 夏場（7月1日～9月30日）の午前中に商品をしっかり冷やして、電力ピーク時（午後1時～4時）に冷却をストップさせる機能（ピークカット機能）を備えている機器であること。
 - ハ 真空断熱材が使用されていること。
 - ニ 自動センサーで自然点滅すること、又はインバーターによって減光し、消費電力量を少なくできること。
 - ホ 局部冷却機能及び学習省エネルギー機能が搭載されていること。
- (2) 災害救援ベンダー機能を付加し、停電時でも当該機能を使用できること。
- (3) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (4) 千円紙幣及び五百円硬貨が使用できること。
- (5) 設置者の都合により、賃貸借契約期間中に自動販売機を変更する場合においても、(1)～(4)の機器の条件を遵守すること。

4 販売条件

- (1) 販売品目は清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- (2) 商品の販売価格は、標準販売価格（定価）を上回らないようにすること。

5 安全対策について

- (1) 自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。据え付ける場合は、転倒防止措置を講じること。
- (2) 衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を順守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）に許可証を明示すること。
- (3) 偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、屋内設置であって

も日本自動販売機工業会作成の自動機堅牢化基準を順守し、犯罪防止に努めること。

6 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 自動販売機、周辺機器等の設置は契約期間の始期を基準日として、15日以内に完了させること。また、設置作業等は団地居住者の生活に配慮し、夜間及び早朝には行わないこと。
- (2) 設置場所に既設の自動販売機がある場合は、当該既設自動販売機の撤去確認後、速やかに自動販売機、周辺機器等を設置すること。
- (3) 設置個所に既存物がある場合は、安全管理を適切に行うこと。
- (4) 自動販売機、周辺機器等の設置にあたっては、その方法及び作業期間等について、機構と事前に十分な協議を行い、その指示等に従うこと。
- (5) 商品補充、金銭管理など自動販売機の管理を適切に行うこと。
- (6) 商品補充等の作業は、団地居住者に配慮し、夜間及び早朝には行わないこと。
- (7) 賞味期限切れの商品を販売しないこと。
- (8) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置運営者の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (9) 自動販売機に併設して回収ボックスを設置し、設置運営者の責任で適切に回収、リサイクル及び周辺の清掃を行うこと。また、当該回収ボックス周辺の汚損等について連絡があった場合は、速やかに対応を行うこと。
- (10) 自動販売機設置に伴う事故については、設置運営者の責任により対応すること。
- (11) 商品等の盗難及び破損について、設置運営者の責任により対応すること。
- (12) 設置運営者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (13) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置運営者が負担すること。
- (14) 機構所有の防犯カメラ等を自動販売機に設置することについて、機構から申し入れがあった場合は、可能な限り、協力すること。また、その際の占用料等を機構に請求しないこと。
- (15) 自動販売機で使用する電気については、電気供給事業者との間に直接需給契約を締結すること。ただし、直接需給契約が締結できない等事情やむを得ないと機構が認める場合は、この限りではない。

7 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復（ただし、賃借人において設置等した電源引き込み設備について、事前に機構の承諾を得ている場合は、この限りではない。）して機構に通知し、確認を受けなければならない。

- (3) 設置場所近辺における団地管理上必要な工事や設備点検等のため、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (4) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置運営者と機構とで協議の上、定めるものとする。

以 上

平成28年度 自動販売機設置公募団地一覧

新規設置団地

	地区	団地名	住所	設置場所	公募 台数	備考
1	福岡	金山	福岡市城南区金山団地	9号棟西側	1	
2	北九州	UB大手町	北九州市小倉北区大手町16	大手町西バス停後方	1	
3		UBR白銀	北九州市小倉北区白銀二丁目11	入居募集看板付近	1	
4		SH枝光	北九州市八幡東区枝光四丁目14	集会所北側	1	
		計			4台	

既存設置団地

	地区	団地名	住所	設置場所	設置 メーカー	既存 台数	公募 台数	備考
1	福岡	原	福岡市早良区原団地	25号棟横	ネオス	1	1	
2		四箇田	福岡市早良区四箇田団地	28号棟横	ネオス	2	2	
3		荒江	福岡市城南区荒江団地	22号棟横	ネオス	2	1	
4		金山	福岡市城南区金山団地	集会所横	コカ・コーラ	1	1	
5		吉塚六丁目	福岡市博多区吉塚六丁目10	12号棟駐車場横	キリン	1	1	
6		箱崎五丁目	福岡市東区箱崎五丁目4	10号棟横	キリン	1	1	
7		下大利	大野城市下大利団地	39号棟横	ネオス	2	1	
8	北九州	金田一丁目第二	北九州市小倉北区金田一丁目1	1号棟駐車場横	コカ・コーラ	1	1	
9		到津南	北九州市小倉北区泉台三丁目3	18号棟駐車場横	コカ・コーラ	1	1	
10		もりつね	北九州市小倉南区守恒三丁目1	18号棟横	キリン	1	1	
11		紅梅	北九州市八幡西区紅梅2-9	駐車場横	コカ・コーラ	1	1	
		計				14台	12台	

新規設置台数	4
既存設置台数	12
下期公募台数	16

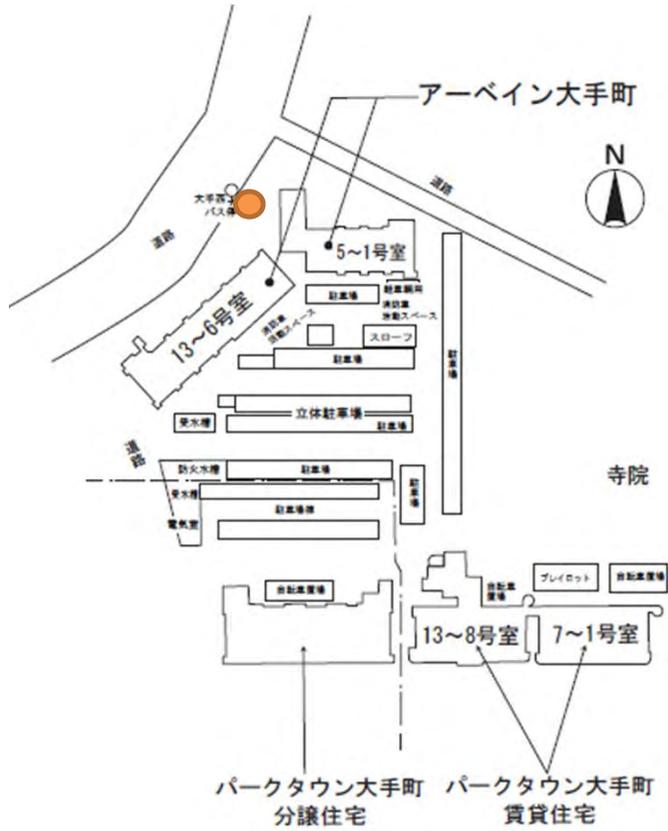
団地名 : 金山団地
 所在地 : 福岡市城南区金山団地
 建設総戸数 : 1,352戸
 管理開始年月 : 昭和43年9月



- 既存設置箇所
- 既存設置箇所【今回募集】
- 新規設置箇所【今回募集】



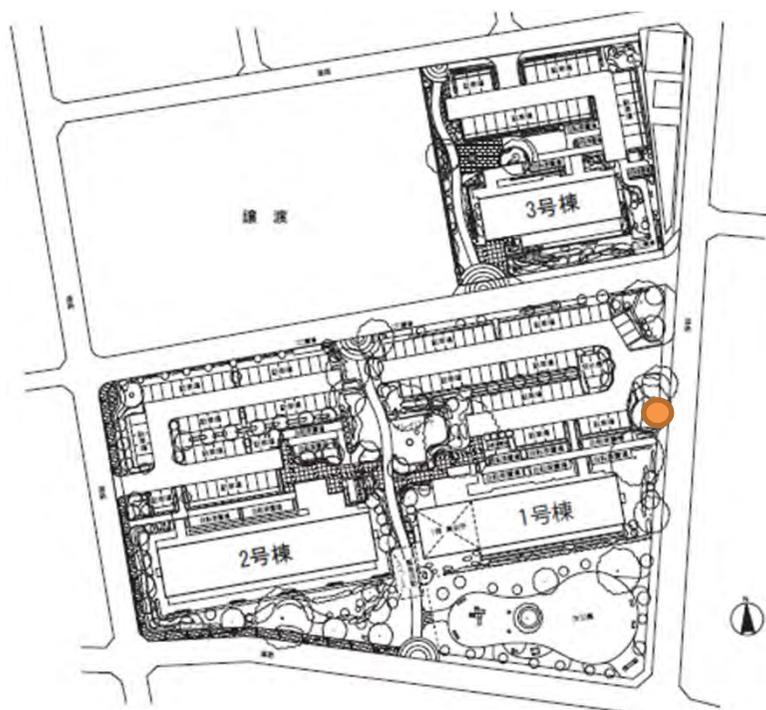
団地名 : アーベイン大手町
 所在地 : 北九州市小倉北区大手町16番3号
 建設総戸数 : 178戸
 管理開始年月 : 平成5年6月



● 新規設置箇所【今回募集】



団地名 :アーベインルネス白銀
所在地 :北九州市小倉北区白銀二丁目11番
建設総戸数 :211戸
管理開始年月 :平成11年12月



● 新規設置箇所【今回募集】



団地名 : サンハイツ枝光
所在地 : 北九州市八幡東区枝光四丁目14番
建設総戸数 : 120戸
管理開始年月 : 昭和56年3月

■ 団地配置図



● 新規設置箇所【今回募集】



団地名 : 原団地
 所在地 : 福岡市早良区原団地
 建設総戸数 : 1,877戸
 管理開始年月 : 昭和42年6月



● 既存設置箇所

● 既存設置箇所【今回募集】



団地名 : 四箇田団地
所在地 : 福岡市早良区四箇田団地
建設総戸数 : 1,394戸
管理開始年月 : 昭和52年1月



● 既存設置箇所【今回募集】



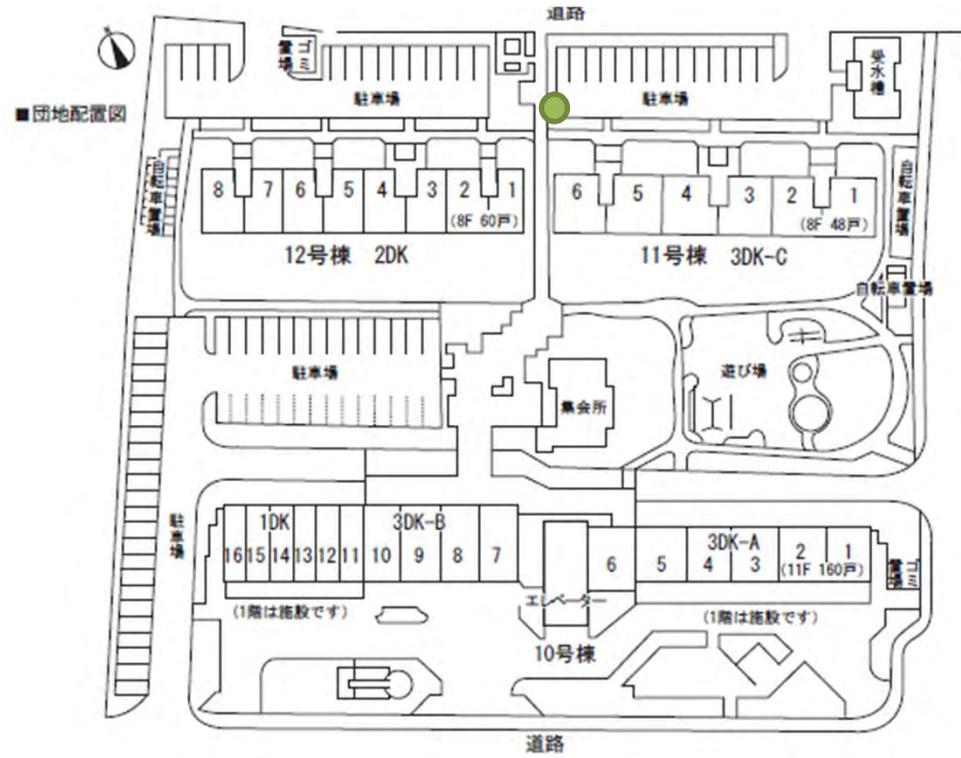
団地名 : 荒江団地
所在地 : 福岡市城南区荒江団地
建設総戸数 : 1,030戸
管理開始年月 : 昭和40年7月



- 既存設置箇所
- 既存設置箇所【今回募集】
(2台から1台へ)



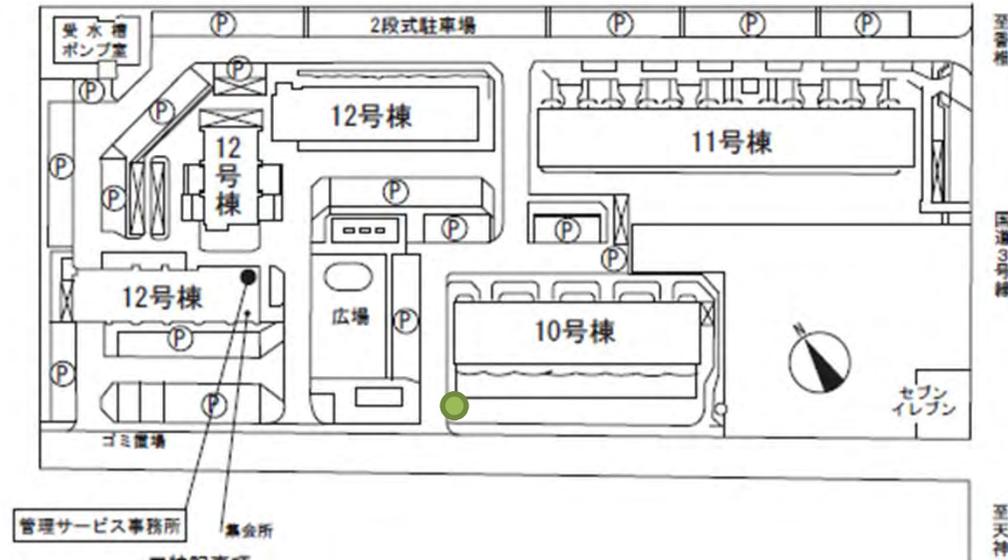
団地名 : 吉塚六丁目
 所在地 : 福岡市博多区吉塚六丁目10番
 建設総戸数 : 272戸
 管理開始年月 : 昭和56年2月



● 既存設置箇所【今回募集】



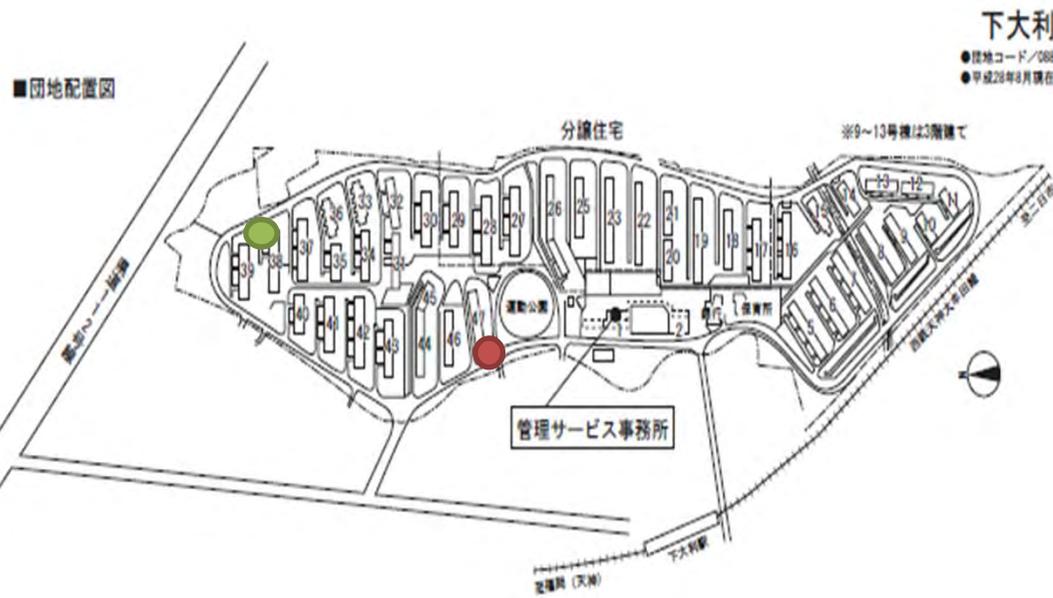
団地名 : 箱崎五丁目
 所在地 : 福岡市東区箱崎五丁目4番
 建設総戸数 : 368戸
 管理開始年月 : 昭和56年7月



● 既存設置箇所【今回募集】



団地名 : 下大利団地
 所在地 : 大野城市下大利団地
 建設総戸数 : 1,394戸
 管理開始年月 : 昭和52年1月



- 既存設置箇所
- 既存設置箇所【今回募集】
(2台から1台へ)



団地名 : 金田一丁目第二
 所在地 : 北九州市小倉北区金田一丁目1番
 建設総戸数 : 272戸
 管理開始年月 : 昭和55年10月

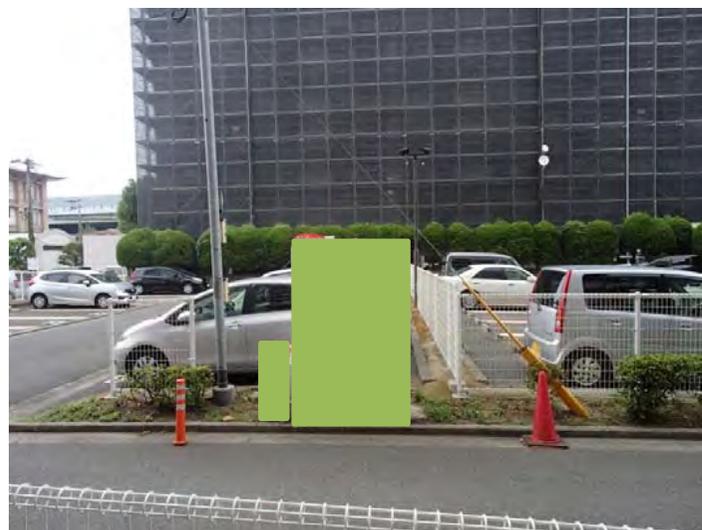
金田一丁目第二

● 団地コード/124
 ● 平成26年9月現在

■ 住棟配置図



● 既存設置場所【今回募集】



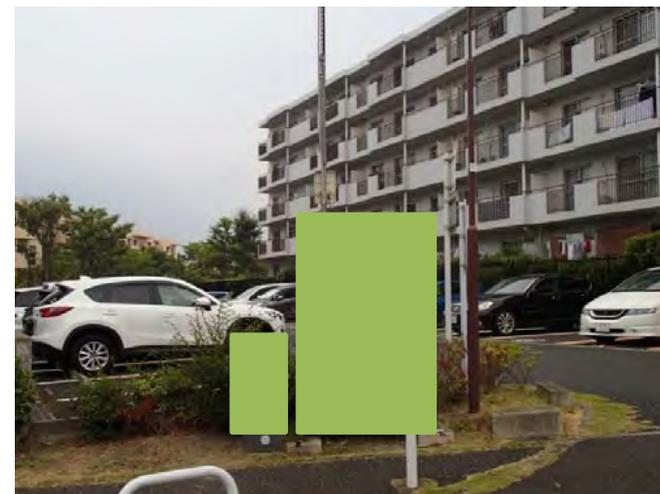
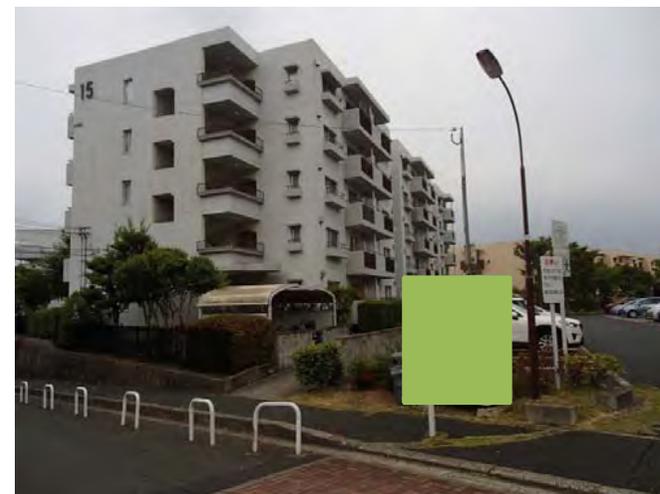
団地名 : 到津南
所在地 : 北九州市小倉北区泉台三丁目3番(1・2号棟)
建設総戸数 : 185戸
管理開始年月 : 昭和59年8月



● 既存設置場所【今回募集】

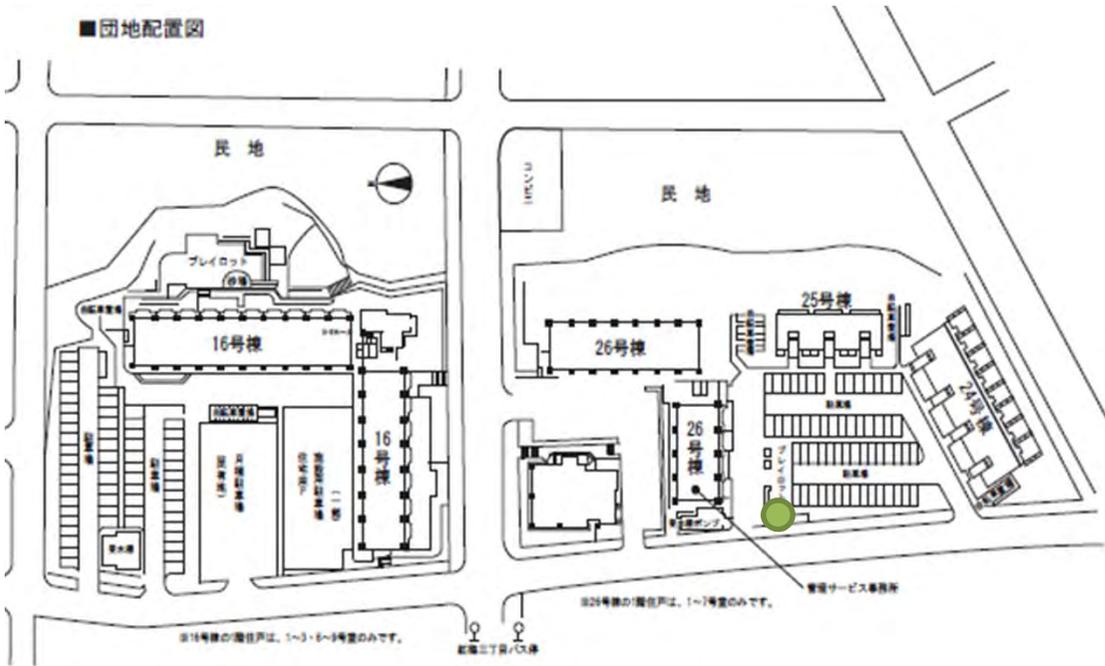


団地名 : もりつね
所在地 : 北九州市小倉南区守恒三丁目1番
建設総戸数 : 390戸
管理開始年月 : 昭和56年6月



● 既存設置場所【今回募集】

団地名 : 紅梅
 所在地 : 北九州市八幡西区紅梅二丁目9番
 建設総戸数 : 304戸
 管理開始年月 : 昭和55年3月



● 既存設置場所【今回募集】

